

赤穂市告示第23号

会計管理者の権限に属する事務の出納員及び分任出納員への委任について（令和8年4月1日付け赤穂市告示第17号）の一部を下記のとおり変更したので、その旨を告示する。

令和8年4月7日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

委任の対象となる事務	委任を受けた者		
	所属	出納員	分任出納員
市役所、有年公民館以外で取り扱う市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料及びその付帯収入の収納	税務課	玉石悦之	山下祐哉 米田真崇 山田詩織 高見拓充